

企画趣旨の説明と問題提起

片桐 直人
(近畿大学)

1. はじめに

- ・企画趣旨
 - * 東日本大震災と復興：多くの方面からの検討がなされてきたが、「宗教法」の側面からも検討すべき点はたくさんある。
- ⇒多角的な検討の必要性

2. 自然災害と宗教法：概観

- ・自然災害への対応の諸局面：予防⇒救助⇒復旧⇒復興
それぞれの局面で必要となる対策と法制度が異なることに加えて、それぞれの局面の滑らかな連結が必要
- ・主体の多様性／多面性
 - ① 個人の被災者の信教の自由の確保
例：供養、追悼や埋葬の問題、心のケアの問題
 - ② 被災者としての宗教団体
例：信仰の拠点となる施設の確保、再建
 - ③ 救助・復旧・復興の担い手としての宗教団体
- ・自然災害対応における「宗教」への配慮の絶対的不足
形式的な政教分離理解への疑問（宗教の敵視？）
⇒自然災害対応のそれぞれの局面において、個人や宗教団体の救済や活動の問題を信教の自由へ配慮しつつ法制度上適切に位置付けておく必要性があるのではないか？

3. 具体的な問題提起

- ・自然災害において宗教団体等が置かれている現状がどのようなものか実態の把握
- ・犠牲者の葬送や追悼の宗教法における位置づけ
- ・宗教的施設の復興へ向けた公的支援は可能か
- ・被災宗教法人の今後の活動はどのように支援されるべきか